

参議院議員通常選挙

投票日は

7月21日(日)

投票時間は

午前7時～午後8時

7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。

- 参議院京都府選挙区選出議員選挙は、薄い黄色の投票用紙に「候補者名」を記入して投票してください。
- 参議院比例代表選出議員選挙は、白色の投票用紙に「政党名」又は「名簿登載者氏名」を記入して投票してください。

■ご注意ください

7月21日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れて、紛失されたときでも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。
- (3) 投票所で本人確認のため、誕生月日をお聞きしますのでご協力ください。
- (4) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。投票所の位置は、入場整理券に同封の地図をご確認ください。
- (5) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員にお申し出ください。

※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

※投票所には車椅子を備えていますので、ご利用ください(第9投票所を除く)。

■ご利用ください 期日前投票

7月5日(金)～7月20日(土) 午前8時30分～午後8時

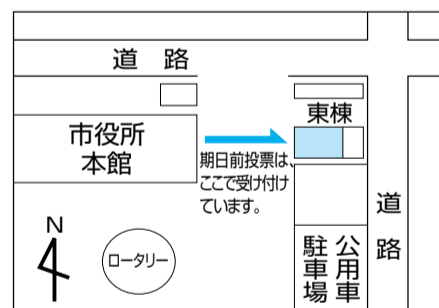
7月21日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

●場所/向日市役所本館 東棟 第1会議室

※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる際には、期日前投票宣誓書への記載が必要となります(期日前投票宣誓書が必要な方は、裏面をご利用ください。また、市ホームページからもダウンロードできるほか、期日前投票所にもあります)。

※期日前投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。



選挙公報

選挙公報は、7月17日(水)ごろに皆様のご家庭に配布します。また、公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(下表)に置いてありますので、直接取りに行ってください。

■選挙公報を置く施設■

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

あなたの一票大切に。



■公職選挙法が改正されました

- (1) インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。詳しくは総務省のホームページをご確認ください。
(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)
- (2) 成年被後見人の方も投票できるようになりました。
(http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html)

■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便等による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症	—
両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症	—
肝臓の障がい	1級から3級	特別項症から第3項症	—
免疫の障がい	1級から3級	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

※制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する必要があります。投票用紙の請求は7月17日午後5時(必着)までですので、お早めにお問い合わせください。

■参議院議員通常選挙の投票ができる方■

年齢要件	平成5年7月22日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市区町村の区域内に住所を有する方

●向日市へ転入された方

平成25年4月3日以前の届出	向日市で投票できます。
平成25年4月4日以後の届出	旧住所地の市区町村で投票できます。

●向日市から転出された方

平成25年4月3日以前に転出先の市区町村に転入の届出	新住所地の市区町村で投票できます。
平成25年4月4日以後に転出先の市区町村に転入の届出	向日市で投票できます。

●向日市内で転居された方

平成25年6月20日以前の届出	新住所地の投票区で投票できます。
平成25年6月21日以後の届出	旧住所地の投票区で投票できます。

選挙についてのお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111(内線510, 511)